

## 和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱

令和2年4月10日付け2農畜機第263号  
一部改正 令和2年5月11日付け2農畜機第742号  
一部改正 令和2年8月14日付け2農畜機第2755号  
一部改正 令和3年3月31日付け2農畜機第7254号  
一部改正 令和4年3月29日付け3農畜機第6687号  
一部改正 令和4年9月21日付け4農畜機第3549号

新型コロナウイルスの影響で、インバウンドや外食の需要が大幅に低下したことにより、和牛肉の需要が低下し、価格が急落している。これに伴い、和牛肉在庫が積み上がっており、この状況が続けば、と畜場への出荷滞留が懸念され、肥育農家や繁殖農家にも悪影響が及ぶ恐れがある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和牛肉の販売促進計画を作成した食肉卸売事業者による余剰在庫を販売するまでの間の保管等の取組、販売促進計画に基づき食肉卸売事業者が余剰在庫を販売した取組及びこれらの取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって積み上がった在庫の解消を図るとともに、生産の安定に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成10年農林水産省令第103号）第1条において畜産業振興事業を行うものとして定める法人等のうち、以下のいずれかとする。

- 1 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- 2 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とし、かつ、定款において定める組合の地区が2以上の都道府県にわたる中小企業等協同組合

- 3 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とする一般社団法人又は一般財団法人

## 第2 定義

### 1 個体識別番号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号

### 2 和牛

黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種の4品種とそれらの交雑種

### 3 部分肉

大分割4部位（まえ、ともばら、ヒレ付きロイン及びもも）、大分割4部位を脱骨・整形し13の部位に分割した肉（「ネック」、「かた」、「かたロース」、「かたばら」、「ともばら」、「ヒレ」、「リブロース」、「サーロイン」、「うちもも」、「しんたま」、「らんいち」、「そともも」及び「すね」）又はこれらを更に分割した肉（挽肉又はステーキ状、ダイス状若しくはスライス等の肉（以下「スライス肉等」という。）を除く。）であって、個々の肉ごとに個体識別番号が確認できるもの（複数の部分肉で一塊となっているものについては、いずれの部分肉も同一の個体識別番号の牛に由来するものに限る。）

### 4 営業倉庫

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の登録を受け、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第57条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業に係る都道府県知事への届出をした者の倉庫

### 5 加工

枝肉から部分肉へ加工すること

## 第3 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる取組を自ら実施し、又は事業参加者が1及び2の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

### 1 在庫牛肉保管等経費支援事業

牛肉需要の減退に対応するため、部分肉への加工、営業倉庫への輸送、営業倉庫での冷凍保管を行う事業

### 2 販売促進支援事業

販売促進計画に基づく冷凍牛肉の販売促進を支援する事業

### 3 推進指導

- (1) 事業の対象となる部分肉（以下「対象牛肉」という。）が適切に保管・販売されるよう現品確認等を実施
- (2) 個体識別番号との照合のため、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるところにより、DNA検査を実施
- (3) その他、1及び2の事業の円滑な推進のために行う指導、調査等

#### 第4 事業の要件

##### 1 事業参加者

和牛肉を自ら所有及び保管し、新規の販売方法等により部分肉が最初に包装された日（以下「包装日」という。）から起算して1年以内に販売する計画（以下「販売促進計画」という。）を作成する食肉卸売事業者とする。事業参加者は、理事長が別に定める補助金返還に関する同意書に同意しなければならない。

##### 2 事業の対象となる和牛肉

対象牛肉は、事業参加者が所有する和牛肉であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和2年4月6日以前に包装されたものにあつては、部分肉及びスライス肉等（一包装単位で同一の個体識別番号の牛に由来するものに限る。）、令和2年4月7日以降に包装されたものにあつては、部分肉に限る。
- (2) 営業倉庫の冷凍庫に入庫した日（営業倉庫への入庫後に冷蔵保管から冷凍保管に切り替えた場合は当該切り替えを行った日）から起算して1か月以上冷凍保管されていること
- (3) 販売促進計画に基づき、包装日から起算して1年以内であつて令和5年3月31日までに販売されたこと

##### 3 事業対象期間等

- (1) 第3の1の事業にあつては、加工及び営業倉庫への輸送の対象は令和2年3月1日以降に行われた加工及び輸送とし、営業倉庫での冷凍保管の対象及び金利相当額の適用は令和2年2月1日以降に保管されている期間とする。
- (2) 第3の2の事業の対象は、令和2年4月7日以降に販売された対象牛肉とする。
- (3) 第3の2の事業の販売促進奨励金の交付対象となった和牛肉を再度対象牛肉として本事業の補助対象とすることはできない。

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成等

事業実施主体は、事業参加者が第3の1及び2の事業を実施するのに要する経費について補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

### 2 事業の委託

事業実施主体は、第3の事業の一部を理事長が適当と認める団体等に委託して実施することができるものとし、この場合は、委託契約を締結するものとする。

### 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は令和2年度～令和4年度とする。

## 第6 機構の補助

機構は予算の範囲内において、事業実施主体が第3の事業を実施するために必要な経費につき、別表に定めるところにより補助するものとする。

## 第7 補助金の交付手続等

### 1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、自ら事業を実施する場合は、別紙様式第1号の和牛肉保管在庫支援緊急対策事業参加申請書（以下「参加申請書」という。）及び別紙様式第2号の和牛肉保管在庫支援緊急対策事業計画承認申請書（以下「計画承認申請書」という。）を作成の上、理事長に提出しその承認を受けるものとする。

(2) 事業実施主体は、事業参加者が第3の1及び2の事業を実施するのに要する経費について補助する場合は、事業参加者から提出される参加申請書及び販売促進計画書を審査の上、事業の要件に合致する等内容が適正であると認める場合は、取りまとめの上、計画承認申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

(3) 事業実施主体は、(1)及び(2)に基づき理事長の承認を受けた計画承認申請書の内容に、次の変更がある場合には、(1)及び(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

- イ 事業費の30%を超える増減
- ウ 補助金の増又は30%を超える減

## 2 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める日までに、別紙様式第3号の和牛肉保管在庫支援緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

## 3 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第4号の補助金交付変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

## 4 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第5号の和牛肉保管在庫支援緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 5 事業の実績報告

事業実施主体は、事業参加者から提出のあった事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第6号の和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第8 実施状況等の報告

事業実施主体は、第3の1及び2の事業について、事業参加者の実施状況を取りまとめの上、自らの事業の実施状況と合わせて機構に報告するものとする。

## 第9 補助金の返還

事業実施主体は、理事長が別に定めるところにより、機構から受けた補助金を機構に返還するものとする。

## 第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の5の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、当該仕入れに係る消費税等相当額を補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の5の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の和牛肉保管在庫支援緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの事業参加者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第11 事業の推進指導

- 1 機構は、必要に応じて対象牛肉の確認及び保管状況等の報告を求めることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第12 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、本事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管する。また、その保存期間は本事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるものの他、事業実施状況及び事業実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

## 第13 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（令和2年4月10日付け2農畜機第263号）

この要綱は、令和2年4月10日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和2年5月11日付け2農畜機第742号）

この要綱の改正は、令和2年5月11日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和2年8月14日付け2農畜機第2755号）

この要綱の改正は、令和2年8月14日から施行する。ただし、改正後の第4の1及び2の規定については令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和3年3月31日付け2農畜機第7254号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この事業について、令和3年4月1日から補助金交付決定までの間に着手した場合には、「畜産業振興事業の実施について」13の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第3号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とするこ

とを了知の上で行うものとする。

附 則（令和４年３月２９日付け３農畜機第６６８７号）

- 1 この要綱の改正は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この事業について、令和４年４月１日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」１３の規定に基づく着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第３号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和４年９月２１日付け４農畜機第３５４９号）

この要綱の改正は、令和４年９月２１日から施行する。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 在庫牛肉保管等経費支援事業	<p>(1) 加工 冷凍保管を行う対象牛肉について、加工に必要な経費相当額</p> <p>(2) 輸送 冷凍保管を行う対象牛肉について、営業倉庫への輸送に要する経費相当額</p> <p>(3) 保管等 対象牛肉に係る凍結料、損害保険料、営業倉庫での保管、入出庫、在庫証明書発行に要する経費</p> <p>(4) 金利 冷凍保管を行う対象牛肉の保管期間中の金利相当額</p>	<p>150 円/kg (枝肉ベース)</p> <p>32 円/kg (部分肉ベース)</p> <p>定額</p> <p>1 日当たり 0.19 円/kg (部分肉ベース)</p>
2 販売促進支援事業	<p>販売促進計画に基づき、販売された対象牛肉に係る販売促進奨励金</p>	<p>1,000 円/kg (部分肉ベース) (令和2年度販売分)</p> <p>850 円/kg (部分肉ベース) (令和3～4年度販売分)</p>
3 推進指導	<p>(1) 現品確認等 事業実施主体が現品確認等を行うのに要する経費</p> <p>(2) DNA検査の実施 事業実施主体が対象牛肉について、個体識別番号との照合のために行うDNA検査に要する経</p>	<p>定額</p>

	<p>費</p> <p>ア 保管対象牛肉のDNA検査 用牛肉買い取り経費</p> <p>イ DNA検査経費（サンプル 送料を含む。）</p> <p>(3) その他の事務費 事業実施主体が本事業の円滑 な推進のために行う指導、調査等 に要する経費</p>	<p>定額 (7,279円/kgを上限とする。)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
--	--	--

別紙様式第1号

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業参加申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿  
〔事業実施主体名 代表者氏名 殿〕

住 所  
事業者名  
氏名又は事業者の代表者

和牛肉保管在庫支援緊急対策事業に参加したく、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱第7の1の(1)(又は(2))の規定に基づき、別紙の販売促進計画書を添えて申請します。

なお、保管する事業対象牛肉について、関係書類や当該在庫の検品確認及び個体識別番号の同一性を確認するDNA検査の実施に同意するとともに関係法令、事業実施要綱及び貴機構(又は貴団体)の指示を遵守します。

経営概要

- 1 業態
- 2 事業者名
- 3 代表者氏名
- 4 担当者氏名
- 5 住所
- 6 連絡先
- 7 振込先口座番号

別紙

和牛肉保管在庫支援緊急対策事業和牛肉保管在庫販売促進計画書

事業者名

1 和牛肉取扱状況（令和3年度）（令和4年度新規参加者のみ記載）

(1) 仕入

ア 仕入量	
イ 仕入形態	
ウ 主な部位	

(2) 販売

ア 主な販売先	
イ 販売方法	

(3) 年度末時点の事業対象牛肉の保管量

保管場所	保管量 (kg)	令和2年度末時点の保管量 (kg)

2 在庫牛肉保管等経費支援事業

	事業対象 牛肉重量 (当該月 の新規搬 入分) ① (kg)	事業対象 牛肉重量 (当該月 の搬出 分) ② (kg)	加工費 ②÷0.7 (枝肉換 算) ×150円 /kg ③ (円)	輸送費 ②×32 円/kg ④ (円)	事業対象 牛肉重量 (当該月 末の累計 在庫量) ⑤ (kg)	保管料等 ⑤×定額 ⑥ (円)	金利 ⑤×定額 ⑦ (円)	合計 ③+④+ ⑥+⑦ (円)
前年度在庫分								
令和4年4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
令和5年1月								
2月								
3月								
合計								

※申請時点までは実績、それ以降は見込みを記載

3 販売促進支援事業

販売予定時期	販売予定重量 ① (kg)	販売予定先	販売促進奨励金 ①×(※) (円)
合計			

※販売促進奨励金単価は、令和2年度は1,000円/kg、令和3年度及び令和4年度

は 850 円/kg とすること。

#### 4 販売拡大のための取組

区分	取組	内容
<input type="checkbox"/>	新たな販売方法	
<input type="checkbox"/>	イベント、キャンペーン等の開催	
<input type="checkbox"/>	インターネット等を通じた直接販売	
<input type="checkbox"/>	ふるさと納税、アンテナショップへの販売	
<input type="checkbox"/>	輸出	
<input type="checkbox"/>	その他	

※該当する取組について、区分の欄の□にレ印を記入すること。

#### 5 事業対象牛肉の保管場所（予定を含む）

別紙様式第2号

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業計画（変更）承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業を下記のとおり実施（変更）したいので、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱第7の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施計画書」のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 定款
  - (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(注) 変更の場合は、1の「事業目的」を「変更の理由」に書き換えるものとし、事業の内容は、変更前と変更後が比較できるように変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。また、添付書類については、計画承認申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施計画書

1 令和3年度末時点の事業対象牛肉の保管量（令和4年度新規参加者のみ記載）

事業参加者	保管場所	保管量 (kg)	令和2年度末時点の保管量 (kg)

2 在庫牛肉保管等経費支援事業

事業参加者	事業対象牛肉重量 （当該月の新規搬入分） ① (kg)	事業対象牛肉重量 （当該月の搬出分） ② (kg)	加工費 ②÷0.7 （枝肉換算） ×150円/kg ③ (円)	輸送費 ②×32 円/kg ④ (円)	事業対象牛肉重量 （当該月末の累計在庫量） ⑤ (kg)	保管料等 ⑤×定額 ⑥ (円)	金利 ⑤×定額 ⑦ (円)	合計 ③+④+⑥+⑦ (円)
合計								

※ 申請時点までは実績、それ以降は見込みを記載

3 販売促進支援事業

事業参加者	販売予定時期	販売予定重量 ① (kg)	販売予定先	販売促進奨励金 ①×(※)(円)
合計				

※販売促進奨励金単価は、令和2年度は1,000円/kg、令和3年度及び令和4年度は850円/kgとすること。

#### 4 販売拡大のための取組

事業参加者	取組	内容

#### 5 推進指導

費目	金額	積算
(1) 現地確認旅費		
(2) 現品確認のための入出庫料		
(3) DNA検査経費 (サンプル送料を含む。)		
(4) DNA検査用牛肉買取経費		
(5) データ作成費		
(6) 振込手数料		
(7) 人件費		
(8) その他事務費		
合 計		

#### 6 事業対象牛肉の保管先（予定を含む）

事業参加者	保管予定場所

別紙様式第3号

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業を下記のとおり実施したので、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱第7の2の規定に基づき補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補助金	その他 ( )	
1 在庫牛肉保管等経費支援事業	円	円	円	
2 販売促進支援事業				
3 推進指導				
合 計				

- 4 事業開始及び完了予定年月  
令和 年 月 ~ 令和 年 月

別紙様式第4号

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった和牛肉保管在庫支援緊急対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月

(注) 別紙様式第3号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書きで記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった和牛肉保管在庫支援緊急対策事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱第7の4の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区 分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
1 在庫牛肉 保管等経費 支援事業	円	円	円	円	%	円	円	
2 販売促進 支援事業								
3 推進指導								
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇  
口座名義〇〇〇〇

別紙様式第6号

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった和牛肉保管在庫支援緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱第7の5の規定に基づきその実績を報告します。  
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実績書」のとおり

3 補助金に係る精算額

区 分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ⑥	差引精算払 請求額 ⑦=④-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 ( ) ⑤		
1 在庫牛肉保管等経費支援事業	円	円	円	円	円	円	円
2 販売促進支援事業							
3 推進指導							
合計							

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇  
口座名義〇〇〇〇

別紙

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実績書

1 在庫牛肉保管等経費支援事業

事業参加者	事業対象牛肉重量 (当該月の新規搬入分) ① (kg)	事業対象牛肉重量 (当該月の搬出分) ② (kg)	加工費 ②÷0.7 (枝肉換算) ×150円/kg ③ (円)	輸送費 ②×32 円/kg ④ (円)	事業対象牛肉重量 (当該月末の累計在庫量) ⑤ (kg)	保管料等 ⑤×定額 ⑥ (円)	金利 ⑤×定額 ⑦ (円)	合計 ③+④+⑥+⑦ (円)
合計								

2 販売促進支援事業

事業参加者	販売予定時期	販売予定重量 ① (kg)	販売予定先	販売促進奨励金 ①×(※)(円)
合計				

※販売促進奨励金単価は、令和2年度は1,000円/kg、令和3年度及び令和4年度は850円/kgとすること。

3 推進指導

費目	金額	積算
(1) 現地確認旅費		
(2) 現品確認のための入出庫料		
(3) DNA検査経費 (サンプル送料を含む。)		
(4) DNA検査用牛肉買取経費		
(5) データ作成費		
(6) 振込手数料		
(7) 人件費		
(8) その他事務費		
合計		

令和 年度和牛肉保管在庫支援緊急対策事業に係る仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定のあった  
和牛肉保管在庫支援緊急対策事業補助金について、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業  
実施要綱第10の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還しま  
す。(返還がある場合、記載すること))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和○年○月○日付け○農畜機第○○号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し
- ・付表2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注： 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注： 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料